特定疾病

長期間にわたり継続して治療が必要な特定疾病(高額長期疾病)の１ヶ月の自己負担限度額は、医療機関ごと(入院･外来別)または薬局ごとに10,000円(注１)となります。

受診の際には「特定疾病療養受療証」が必要となりますので、現在特定疾病対象者の方が75歳の誕生日を迎えられた時、または新たに特定疾病の対象となった際にはお住まいの市町村の担当窓口へ申請してください。

※認定された場合、申請月の初日から有効です。

対象となる疾病

①人工腎臓を実施している慢性腎不全
②血友病
③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定めるものに限ります。）

◎申請に必要なもの

・被保険者証
・医師の意見書などの特定疾病であることを証明する書類

◆高額療養費の申請が必要となる場合があります(注２)

次の場合、申請により支給が受けられる場合があります。お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

○医療機関での特定疾病の治療費と院外の薬局で処方されたお薬代を合計して、10,000円(注１)を超える場合

◎申請に必要なもの

・被保険者証、医療機関等の領収書

(注１)月の途中で75歳の誕生日を迎え被保険者となるときは、その月に限り１ヶ月の自己負担限度額が5,000円となります。

(注２)ただし、高額療養費で既に支給となっており追加支給とならない場合もありますので、ご了承ください。

健康診査

健康診査は、ご自身の健康状態を知る良い機会となります。年1回、定期的に受診して、ご自身の健康管理にお役立てください。

健診の日程、申込方法、受診場所、受診券など、詳しい内容については、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

なお、健康診査と人間ドックを同時受診する方は、人間ドック料金から健康診査分の費用を差し引いた額のお支払いになります。受診方法、実施機関等については、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

対象者	高知県後期高齢者医療広域連合の被保険者 ※
自己負担金	無料
受診期間	受診券を受け取られたとき～当該年度の3月31日まで
受診回数	年1回

※長期入院や、施設への入所（入居）等により、対象外となる場合があります。

歯科健康診査

お口の健康は、全身の健康につながると言われています。歯や歯肉の状態をチェックし、口腔機能を維持・向上するため、歯科健康診査を受診しましょう。

受診方法など、詳しい内容については、広域連合又はお住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

対象者	高知県後期高齢者医療広域連合の被保険者 ※
自己負担金	無料
受診期間	10月1日 ～ 当該年度の2月末日まで
受診回数	年1回

※長期入院や、施設への入所（入居）等により、対象外となる場合があります。

こころがけましょう、受診のマナー

必要な方が安心して医療を受けられるよう、医療機関への受診や、薬の処方の際には、以下のことをこころがけましょう。

■ 休日や夜間の受診は控えましょう

やむを得ない場合を除き、平日の診療時間内に受診できないか、もう一度考えてみましょう。判断に迷った時は、救急医療電話「#7119」に電話して相談しましょう。

■ 重複受診はできる限り控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を必要以上に受診することは、できるだけ控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響が出る心配があります。

■「お薬手帳」を持ちましょう

複数の病院にかかっているときは、「お薬手帳」を1冊にまとめて医師や薬剤師に見せ、薬の飲み合わせ等が安全か、確認しましょう。

■ ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使用しましょう

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同等の効能効果を持っています。現在服用している薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、薬代が安くなる場合もあります。医師や薬剤師に相談のうえ、切り替えが可能な場合は、積極的に使用しましょう。

交通事故などで治療を受けるとき

交通事故など、第三者（相手方）の行為によって受けたケガや病気などの医療費は、本来、相手方が負担することが原則ですが、届出により後期高齢者医療で保険診療を受けることができます。

この場合、広域連合が一時的に治療費を立替え、後日、相手方に請求しますので、お住まいの市町村の担当窓口へ速やかに届出をしてください。

また、医療機関を受診される際には、必ず、第三者行為によるものであることを伝えてください。

このような場合も第三者行為となります

・自転車同士の事故
・暴力行為によるケガ
・他人の飼い犬に咬まれたとき
・飲食店等で提供された料理による食中毒 など

届出に必要なもの

・被保険者証（または資格確認書）
・印かん　・交通事故証明書

上記のものをお持ちになり、お住まいの市町村の担当窓口で「第三者行為による傷病届書」の手続をしてください。

注意！ 示談は慎重に…

相手方から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合がありますので、示談をする前には、必ずお住まいの市町村の担当窓口へご相談ください。